準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十五億三千三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十七年八月十三日

東京都港区白金四丁目一〇番一八―三〇五号

（旧本店　福岡市南区長住五丁目八番二八号）

ヨネハマホールディングス有限会社

代表取締役　米濵　和英

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年八月二十八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を三株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十七年八月十三日

東京都千代田区神田駿河台四丁目四番地三

株式会社ズーム

代表取締役　飯島　雅宏

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年八月三十一日を基準日と定め、同日十八時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を千株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十七年八月十三日

横浜市中区太田町五丁目六五番地

エイトブリッヂ株式会社

代表取締役　八橋　良作

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年八月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年八月十三日

山梨県南都留郡富士河口湖町船津六二三六番地　株式会社河口湖カントリークラブ

代表取締役　渡邊　有一

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年八月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年八月十三日

愛知県一宮市大和町馬引字焼野四八番地

中外国島株式会社

代表取締役　伊藤核太郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年八月十三日

山口県柳井市南町一丁目九番二号

日景電機株式会社

代表取締役　雫　弘佳

合併につき株券等提出公告

当社は、F．デリカッパ株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十七年十月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年八月十三日

名古屋市熱田区三本松町一八番四三号

株式会社ジャパンフレッシュ

代表取締役　磯部　晴男

限定承認公告

本籍石川県かほく市松浜口二〇番地、最後の住所石川県かほく市松浜口六番地一一

被相続人　亡　南　和喜男

右被相続人は平成二十七年五月十九日死亡し、その相続人は平成二十七年八月六日金沢家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十三日

石川県かほく市松浜口六番地一一

相続財産管理人　南　玲子

限定承認公告

本籍香川県綾歌郡綾川町陶七〇八八番地二、最後の住所香川県綾歌郡綾川町陶七〇八八番地二

被相続人　亡　細川　洋一

右被相続人は平成二十七年四月二十八日死亡し、その相続人は平成二十七年七月二十三日高松家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十三日

香川県高松市紺屋町五番地二　西山司朗法律事務所

相続財産管理人　信藤　絵梨

代理人弁護士　西山　司朗

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額二百四十九億二千四百万円を七十九億千九百六十三万八千三百八円減少して百七十億四百三十六万千六百九十二円とすることにいたしました。なお、当社は、当該優先資本金の減少額の全額を損失のてん補に充当いたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年四月二十一日

掲載頁　四十五頁（号外第九十一号）

平成二十七年八月十三日

東京都港区元赤坂一丁目一番八号株式会社

赤坂国際会計内　原宿タウン特定目的会社

取締役　山本　顕三

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://snmm.jp/koukoku/jasper/

平成二十七年八月十三日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

ジャスパー・プロパティー特定目的会社

取締役　須貝　信

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十七年八月二十八日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先資本金の額の減少をする目的

特定資産の売却金、消費税の還付その他の方法で当社が受領した金銭、又は減価償却により生じた余剰金から、必要費用を控除した後に残余金（以下「優先出資消却原資」という。）を優先出資社員に対して分配すること。

二、優先資本金の額の減少をする要件

資産流動化計画の計画期間中に優先出資消却原資がある場合、取締役が相当と判断すること。

三、優先資本金の額の減少をする時期

取締役が、適切と判断する時期

四、減少する優先資本金の額

金二十四億七千万円

五、消却する優先出資の種類及び口数

消却する優先出資の種類はすべての優先出資とし、その口数は金二十四億七千万口とする。

六、消却の方法

優先出資消却原資を上限とする一円の整数倍で取締役が相当と判断する額及び優先出資を消却する旨を全優先出資社員に書面で通知し、消却を希望する優先出資社員が保有する優先出資の中から消却する。

七、消却に要する金額

金二十四億七千万円

平成二十七年八月十三日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京

共同会計事務所内　全盛特定目的会社

取締役　藤田　収二

正誤

ページ	段	行	誤	正
一〇	上	表中原子力事業所欄二～三	「東海研究開発センター」を削る。	
〃	〃	九～一〇		
〃	〃	終りから一九～一七	高速増殖炉研究開発センター	高速増殖原型炉もんじゅ
〃	〃	一五～一四	「敦賀本部」を削る。	

（原稿誤り）

平成二十七年七月三十一日国土交通省告示第八百九十四号（日本小型船舶検査機構から小型船舶検査事務等を行う事務所の廃止及び管轄区域の変更の届出があった件）

（印刷誤り）

七	二	一四	高知市、	高知市、

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月十三日付第一八三号三月二十九日付参会第二二号

二ページ●同日付政府調達第一五二号一二ページ●五二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）